

そうかしこくさいこうりゅうきょうかいきやく
草加市国際交流協会規約

めいしょう
(名称)

だい じょう きょうかい そうかしこくさいこうりゅうきょうかい い か きょうかい しょう
第1条 この協会は、草加市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

じむきょく
(事務局)

だい じょう きょうかい じむきょく そうかしやくしょない
第2条 協会の事務局は、草加市役所内におく。

もくてき
(目的)

だい じょう きょうかい そうかしこくさいこうりゅう きょうりょくじぎょう そうかし かいがい
第3条 協会は、草加市国際交流・協力事業のキーステーションとして、草加市と海外
とし としていけい ともな しみんそうご ゆうこうかんけい みつせつ とも ひろ こくさいこうりゅうすいしん
都市との都市提携に伴う、市民相互の友好関係を密接にすると共に、広く国際交流推進の
ぶんか きょういく さんぎょうなごうりゅう そくしん はか こうじょう はってん し こと
ため、文化・教育・スポーツ・産業等交流の促進を図り、その向上、発展に資する事を
もくてき
目的とする。

じぎょう
(事業)

だい じょう きょうかい ぜんじょう もくてき たつせい つぎ かか じぎょう おこな
第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- しみん たい としていけい しゅし ふきゅう
(1) 市民に対する都市提携の趣旨の普及
- こくさいこうりゅう そくしん
(2) 国際交流の促進
- かくぶんや じょうほう しりょう こうかん
(3) 各分野の情報・資料の交換
- かくしゅしんぜんじぎょう けいかく じっし
(4) 各種親善事業の計画と実施
- としていけいかんれんしよだんたい れんらく
(5) 都市提携関連諸団体との連絡
- た もくてきたつせい ひつよう じぎょう
(6) その他目的達成に必要な事業

こうせい
(構成)

だい じょう きょうかい きょうかい しゅし さんどう しみん だんたい ほうじんなど こうせい
第5条 協会は、協会の趣旨に賛同する市民、団体、法人等をもって構成する。

やくいん
(役員)

だい じょう きょうかい かいちょう めい ふくかいちょう めいいない りじじゃつかんめい かんじ めいおよ じむきょくちょう めい
第6条 協会に会長1名、副会長3名以内、理事若干名、監事2名及び事務局長1名

をおく。

- やくいん そうかい せんにな
2 役員は、総会において選任する。
- やくいん にんき ねん さいにん さまた かいちょう にんき き
3 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は2期までとする。
- けついん ほじゅうやくいん にんき ぜんにんしや ざんにんきかん
4 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

しよくむ
(職務)

だい じょう かいちょう きょうかい だいひょう かいむ そうり
第7条 会長は協会を代表し、会務を総理する。

- ふくかいちょう かいちょう ほさ かいちょう じこ しよくむ だいいり
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- りじ かいむ ぶんたん しより
3 理事は、会務を分担して処理する。
- かんじ きょうかい けいり かんさ
4 監事は、協会の経理を監査する。
- じむきょくちょう きょうかい じむ すいどう
5 事務局長は、協会の事務をつかさどり出納にあたる。

こもん
(顧問)

だい じょう きょうかい こもん
第8条 協会に顧問をおくことができる。

- こもん りじかい ぎけつ え かいちょう いしよく
2 顧問は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

（総会）

第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、会長又は副会長とする。
- 3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 役員を選任
 - (4) 規約の変更
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 総会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会）

第10条 理事会は、会長が随時招集する。

- 2 理事会は、会長・副会長・理事及び事務局 長をもって構成し、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議長は、会長とする。
- 4 理事会において審議する事項は、次のとおりである。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) この規約に定める事項
- (3) 会務の執行に関する重要事項
- (4) 会長が必要と認めた事項

（部会）

第11条 会長は、協会活動を円滑に推進するため、理事会に諮り、部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、理事会の承認を得て、会長が指名する理事をもって充てる。副部会長は、部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会は、役員及び会員をもって構成し、議決は出席部会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会の決定事項は、原則として理事会への報告承認を得ることとする。ただし、理事会を開催できない場合は仮の事業推進を行うことができる。

（渡航費用助成）

第12条 理事会は、協会活動を円滑に推進するため、国内外諸都市への訪問に係わる交通費及び滞在費の一部を助成することができる。

けいひ
(経費)

だい じょう きょうかい かいひ かいひ きふきん た しゅうにゆう
第13条 協会の会費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

かいひ
(会費)

だい じょう きょうかい かいひん ねんがくつぎ かいひ のうにゆう
第14条 協会の会員は、年額次の会費を納入する。

ほうじん	くち	えん
法人	1口	10,000円
だんたい	くち	えん
団体	1口	5,000円
こじん		えん
個人		2,000円

(ただし、こうこうせい以下かのかいひん会員の会費については1,000円)

2 きょうかい 協会の会員は、会費を1年半以内かいひに納入しない場合は、退会たいかいとみなす。

かいけいねんど
(会計年度)

だい じょう かいけいねんど まいとし がつついたち はじ よくとし がつ にち お
第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

だい じょう ぜんかくじょう さだ ひつよう じこう つどりじかい けつてい
第16条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、その都度理事会において決定する。

ふ そく
附 則

この規約は、昭和54年6月2日から施行し、昭和54年6月2日より適用する。

ふ そく
附 則

この規約は、昭和56年5月1日から施行する。ただし、改正後の草加市国際姉妹都市協会
規約第16条の規定は、昭和56年度の会計年度に限り、昭和56年4月1日に始まり、翌年
4月30日をもって終わるものとする。

ふ そく
附 則

この規約は、昭和60年6月29日から施行し、昭和60年5月1日より適用する。

ふ そく
附 則

この規約は、昭和62年6月13日から施行する。

ふ そく
附 則

この規約は、平成5年6月8日から施行する。

ふ そく
附 則

この規約は、平成12年6月5日から施行する。ただし、改正後の草加市国際交流協会
規約第6条の理事及び事務局長の任期は、平成13年度草加市国際交流協会定期総会ま
でとする。

ふ そく
附 則

この規約は、平成15年6月2日から施行する。ただし、改正後の草加市国際交流協会
規約第15条の規定は、平成15年度の会計年度に限り、平成15年5月1日に始まり、翌年
3月31日をもって終わるものとする。

ふ そく
附 則

この規約は、平成21年5月19日から施行する。